

# 第9回 旧北上川水面利用者協議会 資料

旧北上川河口部における不法係留船対策計画書(原案)関係

平成30年1月30日

# 旧北上川河口部における不法係留船対策計画書(原案)について

## 1. 旧北上川河口部における不法係留船対策の進め方

### 旧北上川水面利用者協議会

学識経験者、国、県、市、警察、海上保安部、  
水面利用者、沿川住民

### 河川管理者

### 不法係留船対策

< 計画の策定・対策の実行 >

### 係留・保管の適正化

### 水域利用の秩序確立

#### 規制措置

- 重点的撤去区域の設定
- 所有者への指導
- 規制措置の周知徹底

#### 係留・保管施設

- (仮称)防災マリーナの整備
- 近傍の既存係留施設の活用

#### 自己責任の徹底

- 受益者負担の原則
- マナー・ルールへの遵守
- 賠償責任保険への加入

#### 水域利用の秩序

- 水面利用ルールの指導

# 旧北上川河口部における不法係留船対策計画書(原案)について

## 2. 旧北上川河口部における不法係留船対策計画書(原案)の要点

### 1. 受け皿となる係留保管施設

石巻市が計画中の(仮称)防災マリーナとともに、近傍の既存港湾・漁港を利活用

### 2. 重点的撤去区域の設定

- 1 重点的撤去区域 …… 右岸の門脇町・中央地区、左岸の湊町・八幡町地区、中瀬に囲まれた区域
- 1 設定時期 …………… 平成32年4月
- 1 強制的撤去措置 …… の実施時期 …… 平成32年度以降、(仮称)防災マリーナのほか既存港湾・漁港の運用状況を把握した上で実施

### 3. 水域活用のための地域との連携・協力

水面利用者に対して、秩序ある水面利用の原則にしたがって適切な係留・保管を徹底した上での活発な水面利用を求める。

### 4. 規制措置の周知

重点的撤去区域の設定を見据え、従来以上の移動・撤去を指導していくことから、関係機関や関係団体に対して広く周知を実施。 2

旧北上川河口部における不法係留船対策計画書 素案-原案比較表

素案 (H29.7.18)	原案 (H30.1.30)
<p>1. 不法係留船対策に係る計画策定の目的</p> <p>旧北上川河口部に長期にわたり係留されているプレジャーボート等船舶の一部は、洪水の流下の阻害、流出した場合の河川管理施設や港湾管理施設等の損傷、高潮、津波により護岸施設を乗り越えた場合の近隣の被害、河川工事の実施の支障等の治水上の支障のほか、油漏れによる水質事故などを引き起こすことがある。</p> <p>昭和35年に発生したチリ地震津波においては、多数の船舶が内海橋に衝突し、火災が発生するなどの被害があった。さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、放置船舶等が津波により石巻の市街地へ流出し、家屋等への被害を拡大させたほか復旧活動を妨げる一因となった。</p> <p>そのため、「計画的な不法係留船対策の促進について」（平成10年2月12日付建設省河政発第16号河川局長通達）等に基づき、旧北上川河口部の安全かつ秩序ある水面利用の維持増進を図るために本計画を策定するものである。</p> <p>2. 不法係留船対策に係る計画策定の方法</p> <p>計画の策定にあたっては、平成10年河川局長通達において、河川管理者、地方公共団体、他の公共水域管理者、警察機関、学識経験者からなる河川水面の利用調整に関する協議会を設置し、その意見を聞くこととされている。</p> <p>このことから、学識者、宮城県、石巻市、警察、海上保安部、水面利用に係わる各種団体の代表者、沿川住民及び国土交通省で構成する「旧北上川水面利用者協議会」における協議を踏まえ、河川管理者が策定するものとする。</p> <p>3. 旧北上川河口部における不法係留船の現状</p> <p>平成23年3月に発生した東日本大震災を境に長期係留・放置艇の数は大きく減少したが、その後は固定化・常習化の傾向が見られる。</p>	<p>1. 不法係留船対策に係る計画策定の目的</p> <p>河川法に基づく占有許可等の手続きを受けずに係留されている不法係留船は、洪水の流下の阻害、護岸への係留環や杭の設置、流出した場合の河川管理施設等の損傷、高潮や津波により護岸施設を乗り越えた場合の近隣の被害、河川工事の実施の支障等の治水上の支障のほか、油漏れによる水質事故などを引き起こすことがある。また、沈没船は良好な景観形成、船舶航行の阻害要因ともなる。</p> <p>旧北上川河口部（以下、「河口部」という。）では、昭和35年のチリ地震津波や平成23年の東日本大震災において、津波により多数の船舶が内海橋に衝突し、火災や市街地へ流出するなどして近隣への被害を拡大させ、復旧活動を妨げる一因となった。</p> <p>このような洪水流下の阻害をはじめとした河川管理上及び治水上の支障の払拭、過去の災害からの教訓を生かすため、「計画的な不法係留船対策の促進について」（平成10年2月12日付建設省河政発第16号河川局長通達）」等に基づき、河口部の安全かつ秩序ある水面利用の維持増進を図るために本計画を策定するものである。</p> <p>2. 不法係留船対策に係る計画策定の方法</p> <p>計画の策定にあたっては、平成10年河川局長通達において、河川管理者、地方公共団体、他の公共水域管理者、警察機関、学識経験者からなる河川水面の利用調整に関する協議会を設置し、その意見を聴くこととされている。</p> <p>このことから、学識者、宮城県、石巻市、警察、海上保安部、水面利用に係わる各種団体の代表者、沿川住民及び国土交通省で構成する「旧北上川水面利用者協議会」における意見を聴きつつ、河川管理者が計画を策定するものとする。</p> <p>3. 旧北上川河口部における不法係留船の現状</p> <p>平成23年の東日本大震災を境に不法係留船（沈没船を含む）の数は大きく減少したが、その後は特定の船舶による係留の常習化傾向が見られる。</p>

素案 (H29.7.18)	原案 (H30.1.30)
<p>長期係留船のうち、中瀬の周囲では河岸に設置した棧橋や係留環を打ち込みロープで係留している船舶が多い。一部には大型の鋼製棧橋を設置している例もある。</p>	<p>これらの船舶のうち、中瀬の周囲には河岸に設置した棧橋や護岸に係留環を打設しロープで係留している船舶が多い。なかには大型の鋼製浮き棧橋を設置している事例もある。</p>
<p>中瀬以外の地区でも河岸に単管パイプ等による簡易な構造の棧橋を設けたり、杭等を打ち込みロープで係留している船舶が多い。</p>	<p>中瀬以外の地区でも単管パイプ等による簡易な構造の棧橋を設置したり、河岸に杭等を打ち込みロープで係留している船舶が多い。</p>
<p>船種としては、プレジャーボートやヨット、漁船のほか、少数ながら遊漁船や遊覧船も確認されている。</p>	<p>船種としては、プレジャーボート、漁船のほか、少数ながら遊漁船や遊休状態の遊覧船も確認されている。</p>
(表 省略)	(表 省略)
4. 計画の対象区域	4. 計画の対象区域
<p>本計画の対象区域は、これまでの調査により確認した長期係留・放置艇の分布状況を踏まえて、旧北上川河口から10kmの範囲とする(図-1)。</p>	<p>平成28年度末時点で、旧北上川全体では160隻余りの不法係留船が確認されている。そのうちの4割以上が河口から10kmの区間で確認されている。よって、本計画の対象区域は、これまでの調査により確認した不法係留船の分布状況を踏まえて、河口から10kmの範囲とする(図-1)。</p>
. 旧北上川河口部における係留保管施設	. 旧北上川河口部における係留保管施設
1. 現状	1. 現状
<p>旧北上川本川の河口部は、国土交通省が管理する「河川区域」と宮城県が管理する「港湾区域」並びに「漁港区域」が重複する三水域重複区間である。</p>	<p>河口部は、国土交通省が管理する「河川区域」、宮城県が管理する「港湾区域」並びに「漁港区域」が重複する三水域重複区間である。</p>
<p>旧北上川河口部には、河川管理者が公的主体に対して許可したカヌー等小型船のための一時的な上下架施設が3箇所あるほかは、個人に対して長期係留を許可している施設はない。また、震災前には船舶の乗降のための河川管理者が管理する船着場が複数あったが、震災により使用不能となっている。</p>	<p>河口部には、河川管理者が公的主体に対して設置を許可したカヌー等小型船のための上下架施設が3箇所ある以外、個人に対して長期係留を許可している施設はない。また、震災前には船舶の乗降のために河川管理者が設置し管理する船着場が複数あったが、いずれも被災し使用不能となっている。</p>
<p>なお、旧北上川河口右岸には離島定期航路船の発着所、海上保安署や警察等の官公庁船が緊急時に着岸するための係留施設がある。</p>	<p>なお、河口部右岸には離島定期航路船の発着所、海上保安署や警察等の官公庁船が緊急時に着岸するための係留施設がある。</p>
<p>旧北上川近傍の港湾・漁港は図-2に示すとおりである。</p>	<p>一方、旧北上川近傍の港湾・漁港の分布状況は、図-2に示すとおりである。</p>
<p>宮城県は、県が管理する港湾(以下、「県管理港湾」という。)として6港所管しており、現状ではプレジャーボートの受入れを行っていない。</p>	<p>a)宮城県管理港湾(6港) 現在のところ、プレジャーボートの長期係留を対象とした施設がないことから、岸壁の使用許可を行っていない。</p>

素案 (H29.7.18)	原案 (H30.1.30)
<p>また、県が管理する漁港(以下、「県管理漁港」という。)は11港あり、そのうち桃ノ浦、女川、鮎川、雄勝の4漁港の一部をプレジャーボートの係留施設として指定し、プレジャーボートの受入れを行っていたが、震災により施設が被災したため受入れを休止していた。その後の復旧工事に伴い、桃ノ浦は平成28年4月から、女川は平成29年4月からプレジャーボートの受入れを再開しているが、既に係留可能隻数に達し、いまのところ新たな受入れはできない状況にある。</p> <p>石巻市が管理する漁港は34箇所あるが、いずれも施設規模が小さく、プレジャーボートの係留に適した施設整備はされていない。また、静穏度も低く安全な係留に向かない漁港もある。</p> <p>女川町には同町が管理する漁港が12箇所あり、現在、いずれも震災からの復旧工事途上にあるが、これらの漁港は従来からプレジャーボートの受入はしていない。</p> <p>2. 今後の整備</p> <p>石巻市は石巻市南浜(内港)に(仮称)防災マリーナ(以下、「マリーナ」という。)の整備を計画している。この施設では船舶の陸上保管を基本としつつ、一時的な係留が可能な浮き桟橋も備えることとしている。マリーナの船舶収容能力に関しては、東日本大震災後に旧北上川河口部で確認された長期係留船舶数に相当する隻数を基に石巻市が設定する予定である。</p> <p>このマリーナを係留保管施設として利用する船舶は、プレジャーボート等のレジャー用の船が中心になると想定されるが、同時に近傍にある既存の漁港及び港湾も可能な限り受け皿として有効活用することを検討していく。</p> <p>県管理港湾の活用については、震災からの復旧・復興工事の進捗状況を踏まえながらプレジャーボート受入の可能性を港湾管理者とともに検討していく。</p> <p>なお、宮城県が策定した「仙台塩釜港港湾計画書」においては、石巻港区釜地区に小型船だまりが位置づけられているが、当面は震災からの復旧工事も優先する必要があるため、早期の整備が困難な状況である。</p> <p>また、県管理漁港にあるプレジャーボートが係留可能な施設についても、復旧の進捗に伴い、受入れ再開を行っていく予定となっていることから、長期係留船の受入れの可能性を県漁港管理者と検討していく。</p>	<p><b>b) 宮城県管理漁港(11港)</b>  桃ノ浦、女川、鮎川、雄勝の4漁港の一部をプレジャーボートの係留施設として指定し、プレジャーボートの受入れを行っていたが、震災により施設が被災したため受入れを休止していた。その後の復旧工事に伴い、桃ノ浦は平成28年4月から、女川は平成29年4月からプレジャーボートの受入れを再開しているが、既に係留可能隻数に達し、いまのところ新たな受入れはできない状況にある。</p> <p><b>c) 石巻市管理漁港(34港)</b>  <b>いずれも施設規模が小さく、プレジャーボートの係留に適した施設整備はされていない。また、静穏度も低く安全な係留に向かない漁港もある。</b></p> <p><b>d) 女川町管理漁港(12港)</b>  現在、いずれも震災からの復旧工事途上にあるが、これらの漁港では従来から<b>プレジャーボート受入れ</b>をしていない。</p> <p><b>2. 今後の整備</b></p> <p>石巻市は、石巻市南浜(内港)に(仮称)防災マリーナ(以下、「マリーナ」という。)の整備を計画している。この施設では船舶の陸上保管を基本としつつ、一時的な<b>水面</b>係留が可能な浮き桟橋も備えることを<b>検討</b>している。マリーナの船舶収容能力に関しては、<b>震災後に河口部</b>で確認された<b>不法</b>係留船舶数に相当する隻数を基に石巻市が設定する予定である。</p> <p>このマリーナを係留・保管施設として利用する船舶は、<b>主にプレジャーボートと見込まれている</b>が、同時に近傍にある既存の<b>港湾及び漁港</b>も可能な限り受け皿として有効活用<b>するよう可能性を探ることとする</b>。</p> <p>県管理港湾の活用については、震災からの復旧・復興工事の進捗状況を踏まえながらプレジャーボート受入れの可能性を<b>県</b>港湾管理者と検討していく。</p> <p>なお、宮城県が策定した「<b>仙台塩釜港港湾計画書－改訂－</b>」(平成25年6月<b>仙台塩釜港港湾管理者 宮城県</b>)においては、石巻港区釜地区に小型船だまりの<b>整備が計画されているが、当面は復旧・復興工事を優先する必要があるため、早期の整備が困難な状況である</b>。</p> <p>また、県管理漁港にあるプレジャーボートが係留可能な施設についても、復旧<b>工事</b>の進捗に伴い、<b>受入れが再開される</b>予定となっていることから、<b>プレジャーボート受入れ</b>の可能性を県漁港管理者と検討していく。</p>

素案 (H29.7.18)	原案 (H30.1.30)
<p>・規制措置の進め方</p> <p>1. 規制措置の基本方針</p> <p>不法係留船・工作物について、所有者の確認作業を進め、所有者が確認できた不法係留船・工作物から順次移動・撤去を促し、必要に応じて河川法に基づく監督処分や行政代執行法に基づく行政代執行の措置等を実施していくものとする。</p> <p>2. 重点的撤去区域の設定</p> <p>旧北上川河口部の中でも、不法係留船・工作物が集中していること、また東日本大震災において市街地に船舶が流出し被害をもたらしたことを踏まえ、旧北上川右岸の門脇町・中央地区、左岸の湊町・八幡町地区、中瀬に囲まれた区域を重点的撤去区域として設定し、順次範囲を拡大していくものとする(図-1)。</p> <p>なお、重点的撤去区域以外の河川水面においても、新たな不法係留船・工作物が発生しないよう行政指導等の適切な河川管理を実施していくものとする。ただし、河川管理上の必要が生じた場合には、強制的な撤去措置を実施するものとする。</p> <p>3. 重点的撤去区域における不法係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画</p> <p>前記 ー2に規定する重点的撤去区域の設定は、平成29年度中を目途とする。</p> <p>この区域における係留船は平成29年3月末時点で約40隻確認されているが、船舶所有者の特定を優先的に進め、不法係留等に対する警告とともに移動撤去要請に取り組むことから始める。</p>	<p>・規制措置の進め方</p> <p>1. 規制措置の基本方針</p> <p>同左</p> <p>2. 重点的撤去区域の設定</p> <p>旧北上川右岸の門脇町・中央地区、左岸の湊町・八幡町地区、中瀬に囲まれた区域は、河口部の中でも、不法係留船が集中していることに加え、無許可で護岸に設置された係留環、栈橋などの工作物が多数あること、さらに震災において市街地に船舶が流出し被害をもたらしたことを踏まえ、最初にこの区域を重点的撤去区域として設定する(図-1)。</p> <p>重点的撤去区域の設定時期は、石巻市が計画中のマリーナの供用開始、近傍の漁港等の収容能力回復など船舶の係留・保管のための受け皿整備が見込まれる平成32年4月とし、不法係留の実態及び対策の進捗状況等を勘案しながら順次拡大していくものとする。</p> <p>削除</p> <p>3. 重点的撤去区域における不法係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画</p> <p>削除</p>

素案 (H29.7.18)	原案 (H30.1.30)
<p>復旧復興事業の完成を目途に、マリーナの供用開始、県の小型船だまりの整備、旧北上川河口部とその周辺における船舶の受入環境も改善が期待されることから、より着実に措置を実施していくこととする。</p>	<p>強制的な撤去措置にあたっては、マリーナが受け皿として有効に機能し始めたこと、震災からの復旧・復興事業の進捗に伴う河口部近傍の港湾・漁港における船舶の収容能力の回復状況を見定める必要がある。</p>
<p>4. 規制措置の周知</p>	<p>よって、前記 -2のとおり最初に設定する重点的撤去区域においては、マリーナ等の運用状況を把握した上で平成32年度以降、不法係留船等の移動撤去の措置を着実に実施していくこととする。</p>
<p>規制措置を効果的に実施していくためには、事前に船舶・工作物の所有者のみならず関係機関や関係団体等に広く周知することが必要である。</p> <p>このため、河川管理者は他の水域管理や石巻市をはじめとした地元自治体、関係団体などと連携し種々の方法を活用し、積極的に広報や周知活動を行うものとする。</p>	<p>なお、重点的撤去区域以外の河川水面においても、新たな不法係留船・工作物が発生しないよう行政指導等の適切な河川管理を実施していくものとする。ただし、河川管理上の必要が生じた場合には、強制的な撤去措置を実施するものとする。</p>
<p>5. 河川法等に基づく規制手順</p>	<p>4. 規制措置の周知</p>
<p>占用許可を受けないまま長期係留している船舶及び工作物は、河川法に基づき撤去指導・監督処分を行う。それに従わない場合等は関係機関と連絡調整を図りながら、所有者が判明している船舶及び工作物については行政代執行により、また所有者不明の船舶及び工作物については簡易代執行により撤去していくこととする(図-3)。</p> <p>実施にあたっては、規制手順を基により具体化した行動計画を策定し戦略的に進めるものとする。</p>	<p>同左</p> <p>このため、河川管理者は他の水域管理者や石巻市をはじめとした地元自治体、関係団体などと連携し種々の方法を活用し、積極的に広報や周知活動を行うものとする。</p>
<p>その他</p>	<p>5. 河川法等に基づく規制手順</p>
<p>実施にあたっては、規制手順を基により具体化した行動計画を策定し戦略的に進めるものとする。</p>	<p>河川法の占用許可を受けていない不法係留船及び工作物は、河川管理者が撤去指導・監督処分を行う。それに従わない場合等は関係機関と連絡調整を図りながら、別添図-3の「河川法等に基づく規制手順」に則り、所有者が判明している船舶等については行政代執行、また所有者不明の船舶等については簡易代執行により撤去していくこととする。</p> <p>実施にあたっては、規制手順を基により具体化した行動計画を策定し戦略的に進めるものとする。</p>
<p>その他</p>	<p>その他</p>



素案 (H29.7.18)	原案 (H30.1.30)
<p>1. 関係者への広報啓発活動</p> <p>水域利用の秩序の確立や係留保管の適正化を図るためには、船舶所有者の自己責任の原則を前提にしながら関係者の責務を明確にし、水域利用のルールやマナーの遵守等について意識啓発を行うことが重要である。</p> <p>特に、水面利用者団体やプレジャーボート等販売事業者等においては、係留保管に関する情報の提供やルールやマナーの遵守等の意識啓発について積極的な役割を果たすことが期待される。</p> <p>そのため、河川管理者は他の水域管理者とともに、これら団体等と相互に情報交換や調整を行うなどしながら連携を図り、広く情報提供や意識啓発活動を展開することとする。</p> <p>2. 計画推進のための体制</p> <p>船舶による水面利用の秩序を確立し、係留保管の適正化を図るためには河川管理者による取り組みだけでなく、関係地方公共団体、警察機関、海上保安機関等のほか、水面利用者団体、プレジャーボート等販売事業者等が相互に連携を図る必要がある。そのためには、定期的な情報交換や連絡調整を実施し、実効性の上がる対策を講じていくこととする(図-4)。</p>	<p>1. 水域活用のための地域との連携・協力</p> <p>河口部では震災からの復旧・復興を目指すにあたり、地域の安全確保とともに水辺のにぎわい創出を図ろうと官民が一体で取り組んでいる。</p> <p>水域の活用もその方策のひとつとなることから、季節的行事における水面利用をはじめとした活発な活動は可能な限り尊重する必要がある。</p> <p>その場合も、水面利用者に対しては、秩序ある水面利用の原則にしたがって適切な係留・保管の徹底を求め、地域の関係者との連携・協力を図りながら対処する。</p> <p>2. 関係者への広報啓発活動</p> <p>水域利用の秩序の確立や係留・保管の適正化を図るためには、船舶所有者の自己責任の原則を前提にしながら関係者の責務を明確にし、水域利用のルールやマナーの遵守等について意識啓発を行うことが重要である。</p> <p>特に、水面利用者団体やプレジャーボート等販売事業者等においては、係留・保管に関する情報の提供やルールやマナーの遵守等の意識啓発について積極的な役割を果たすことが期待される。</p> <p>そのため、河川管理者は他の水域管理者とともに、これら団体等と相互に情報交換や調整を行うなどしながら連携を図り、広く情報提供や意識啓発活動を展開することとする。</p> <p>3. 計画推進のための体制</p> <p>船舶による水面利用の秩序を確立し、係留・保管の適正化を図るためには河川管理者による取り組みだけでなく、関係地方公共団体、警察機関、海上保安機関等のほか、水面利用者団体、プレジャーボート等販売事業者等が相互に連携を図る必要がある。そのためには、定期的な情報交換や連絡調整を実施し、実効性の上がる対策を講じていくこととする(図-4)。</p>

今後のスケジュール(案)

	平成29年度	平成30年度				平成31年度				平成32年度				平成33年度				
	1・2・3月	4・5・6月	7・8・9月	10・11・12月	1・2・3月	4・5・6月	7・8・9月	10・11・12月	1・2・3月	4・5・6月	7・8・9月	10・11・12月	1・2・3月	4・5・6月	7・8・9月	10・11・12月	1・2・3月	
(仮称)防災マリーナ																		
旧北上川水面利用者協議会	第9回 旧北上川水面利用者協議会			第10回 旧北上川水面利用者協議会				第11回 旧北上川水面利用者協議会					第12回 旧北上川水面利用者協議会					
不法係留船対策	計画書策定																	
				合同周知啓発活動				合同周知啓発活動				合同周知啓発活動	合同周知啓発活動	合同周知啓発活動	合同周知啓発活動	合同周知啓発活動	合同周知啓発活動	合同周知啓発活動